場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。）又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置等を講じなければならないこととした。（第六八条第一項関係）

ロ　カジノ事業者は、依存の防止のための措置を的確に実施するため、従業者に対する教育訓練の実施、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む体制の整備、評価の実施等の措置を講じなければならないこととした。（第六八条第二項関係）

ハ　カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととした。（第六九条関係）

(イ)　二〇歳未満の者

(ロ)　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ハ)　8の(五)の(1)の規定に違反して、入場料（8の(一)の(1)に規定する入場料をいう。(二)において同じ。）又は認定都道府県等入場料（8の(二)の(1)に規定する認定都道府県等入場料をいう。）を納付しない者

(ニ)　本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日（以下「入場等基準日」という。）から起算して過去七日間において入場料を賦課されてカジノ行為区画に入場した回数等（以下「入場等回数」という。）が既に三回に達しているもの

(ホ)　本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、入場等基準日から起算して過去二八日間における入場等回数が既に一〇回に達しているもの

ニ　カジノ事業者は、入場者について、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、当該入場者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード等の提示を受け、当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）の送信を受ける方法その他の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める方法により、本人特定事項（氏名、住所等、生年月日及び写真をいう。）及び当該入場者がハの規定によりカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととされている者（以下「入場禁止対象者」という。）に該当しないことの確認をしなければならないこととした。（第七〇条関係）

ホ　カジノ事業者は、カジノ施設の適正な利用を確保するため、カジノ施設において入場禁止対象者を発見するために必要な措置、カジノ施設において入場禁止対象者を発見した場合においてこれをカジノ施設から退去させる措置その他入場禁止対象者によるカジノ施設の利用を防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第七一条関係）

ヘ　カジノ事業者は、入場規制等に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第七二条関係）

(3)　カジノ行為業務

イ　カジノ行為

(イ)　カジノ事業者は、入場禁止対象者及び7の(三)の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者にカジノ行為を行わせてはならないこととした。（第七三条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるときは、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分においてカジノ管理委員会規則で定める支払手段又はカジノ行為関連景品類であってこれと引換えにチップの交付等をするものとして顧客に提供されたもの以外の手段による支払を受けてはならないこととした。（第七三条第二項関係）

(ハ)　カジノ事業者は、カジノ行為の公正性を確保し、又は著しく顧客の射幸心をそそることを防止するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為に関する基準に従い、カジノ行為業務を行わなければならないこととした。（第七三条第三項関係）

(ニ)　カジノ事業者は、カジノ行為に関し、その公正性を確保し、顧客の利益が不当に害されることのないよう、カジノ行為の方法その他顧客に参考となるべき情報を提供しなければならないこととした。（第七三条第四項関係）

(ホ)　カジノ事業者は、カジノ行為に関し、顧客に対し、虚偽のことを告げ、又はカジノ行為の内容のうち重要な事項を告げない行為等をしてはならないこととした。（第七三条第五項関係）

(ヘ)　カジノ事業者は、顧客との間でカジノ行為を行うときは、その得喪を争う金銭に代えて、チップ（金銭の額に相当する価額を有するものとして交付又は付与（以下「交付等」という。）をされる証票、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であって、カジノ行為を行うために提示、交付その他の方法により使用することができるものをいう。以下同じ。）を使用しなければならないこととした。（第七三条第六項関係）

(ト)　カジノ事業者は、顧客が当該カジノ事業者との間又は顧客相互間でカジノ行為を行うときは、その得喪を争う金銭に代えて、チップを顧客に使用させなければならないこととした。（第七三条第七項関係）

(チ)　カジノ事業者は、顧客にチップの交付等をするときは、顧客から、現金による支払のほか、元本の拠出があり、かつ、容易に換価することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める支払手段又はカジノ行為関連景品類であってこれと引換えにチップの交付等をするものとして顧客に提供されたもの以外の手段による支払を受けてはならないこととした。（第七三条第八項関係）

(リ)　カジノ事業者は、(チ)の規定にかかわらず、本邦内に住居を有しない外国人である顧客がクレジットカードを提示したときは、当該クレジットカードの利用による支払を受けて、当該顧客に対し、チップの交付等をすることができることとした。（第七三条第九項関係）

(ヌ)　カジノ事業者は、顧客の求めに応じ、チップと引換えに、当該チップの価額（当該顧客が特定資金貸付契約（顧客からカジノ行為に供しようとする金銭の貸付けに係る依頼を受け、当該顧客との間でカジノ事業者が締結する特定資金貸付業務に係る契約をいう。以下同じ。）に基づきカジノ事業者に対して債務を有する場合には、当該債務の額を控除した額）に相当する現金又は元本の拠出があり、かつ、容易に換価することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるものを当該顧客に交付しなければならないこととした。（第七三条第一〇項関係）

(ル)　カジノ事業者は、カジノ行為に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第七三条第一一項関係）

(ヲ)　カジノ管理委員会があらかじめ指定するカジノ管理委員会の職員（以下「指定職員」という。）は、カジノ事業者が免許に付された条件に違反する等してカジノ行為業務を行っていると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、当該カジノ行為業務をやめるよう命ずることができることとした。（第七三条第一三項関係）